

法務省民商第741号
平成17年3月18日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

オンライン登記申請等に係る商業・法人登記等の事務の取扱いについて（通達）

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成17年法務省令第19号。以下「改正省令」という。）が本年3月7日から施行され、これに伴い、同月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則の改正について」（以下「準則」という。）を発出したところですが、これらに伴うオンライン登記申請等に係る商業・法人登記等の事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「規則」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）をいいます。
おって、平成16年3月31日付け法務省民商第952号当職通達は、この通達により廃止します。

記

第1 本通達の趣旨

本通達は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）及び規則の規定により電子情報処理組織を使用して行う登記の申請、証明書の交付請求等に関する事務の取扱い、並びに法第56条の規定による支店の所在地における登記の申請に関する事務の取扱い等について、留意すべき事項を明らかにしたものである。

第2 用語の定義

本通達における用語の定義は、別紙1のとおりとする。

第3 オンライン指定登記所における事務の取扱い

1 オンライン指定登記所の指定

規則第101条第1項の指定は、各法務局又は各地方法務局からの報告に基づき、必要な準備が整った登記所から、順次、行われる。

改正省令施行の際現に存する旧規則第116条の2第1項の指定（特定指定

登記所の指定)は、規則第101条第1項の指定とみなすとされた(改正省令附則第8条)。

オンライン指定登記所においては、オンライン申請に関する事務を取り扱う旨を庁内の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 オンライン申請の対象

オンライン申請の対象は、登記の申請(これと同時に受領証の交付又は送付の請求を含む。)及び登記事項証明書又は印鑑の証明書の送付の請求に限るものとする(規則第101条第1項)。

登記の嘱託(法第15条)もオンラインによってすることができるが、印鑑の提出(法第20条第1項)、電子証明書の発行の請求(法第12条の2第1項)並びに登記事項証明書及び印鑑証明書の窓口交付の請求は、オンライン申請の対象としない。また、証明書オンライン請求において、登記情報交換制度(法第10条第2項、法第12条第2項)を利用することはできない(規則第101条第1項第2号)。

証明書オンライン請求を取り扱わない登記所(オンライン登記申請に限り取り扱う登記所)については、その旨の法務大臣の命令を発出するとされた(規則第101条第1項)。したがって、オンライン指定登記所の指定を受けたが、証明書オンライン請求を取り扱わない旨の法務大臣の命令が発出された登記所について、その後、証明書オンライン請求を取り扱うこととする場合には、当該法務大臣の命令を取り消す命令が発出される。

なお、前記法務大臣の命令は、オンライン指定登記所の指定と同様、各法務局又は各地方法務局の報告に基づいて発出される。

第4 オンライン登記申請

1 オンライン登記申請の方法

申請人等は、法務省システムから所定の登記申請様式を取得し、これを利用して申請書情報及び所要の添付書面情報を送信することとなるが、申請人等は、これらの情報を送信するときは、別紙2の区分に応じ、電子署名に係る電子証明書を取得して送信しなければならないとされた(規則第102条)。

なお、印鑑の提出を伴う登記申請については、印鑑の提出は、別途、管轄登記所に対して印鑑届書を窓口に提出し、又は郵送する方法によって行うこととなる。

2 受付の方法

オンライン登記申請については、申請書情報等が登記所に到達した時に自動的に受付番号が付与されるので、登記官は、受付用端末装置を用いた受付登録処理により、申請の受付の年月日及び受付番号を表示した書面(準則第43条第3項参照)、申請書情報、添付書面情報及び検証結果情報を印刷して、これらを一括して管理するものとする。

なお、書面登記申請については、登記官は、申請書を受け取った後、速やかに受付用端末装置の受付番号発番機能を用いた処理により準則別記第24号様式又はこれに準ずる様式による申請の受付の年月日及び受付番号を記載した書面（受付番号票）を印刷し、これを申請書にはり付けなければならない（準則第43条第1項）。

3 登録免許税の納付、確認等

(1) 納付情報の掲示

オンライン登記申請があったときは、歳入金電子納付システムを利用して登録免許税を納付することができる期限（以下「納付期限」という。）、納付に必要な納付番号、納付金額等の情報（以下「納付情報」と総称する。）が法務省システムに掲示され、その旨の電子メールが申請人等に送信されることとなる。

(2) 登録免許税の納付及び確認

ア 歳入金電子納付システムによる納付

(ア) オンライン登記申請を行うときは、納付期限の経過前に限り、歳入金電子納付システムを利用して当該申請に係る登録免許税の納付を行うことができる（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2）。

(イ) 登記官は、申請書情報等を受け取ったときは、遅滞なく、登録免許税が納付されていることを納付状況情報をにより確認しなければならない。

登録免許税の納付があった場合には、当該納付状況情報を印刷するものとし、これと申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

イ 領収証書又は印紙による納付

(ア) オンライン登記申請の場合であっても、領収証書又は印紙を窓口に提出し、又は郵送することによって、登録免許税を納付することができるが、この場合の領収証書又は印紙をはり付ける書類（登録免許税法第24条の2第3項、以下「印紙等貼付用紙」という。）は、別紙第1号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

(イ) 登記官は、領収証書又は印紙が印紙等貼付用紙にはり付けられて提出されたときは、印紙等貼付用紙の該当欄への提出年月日の記載及び主任者の押印を行い、これを申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理し、速やかに当該申請について付与された納付番号を取り消さなければならない。

(3) 未納付の場合の措置

登記官は、登録免許税が納付されないときは、連絡コメントを作成して法務省システムに送信するものとする。

連絡コメントには、次のアからエまでの事項を記録するものとする。

- ア 登録免許税が納付されていないこと。
- イ 納付期限（納付期限の年月日の記載は要しない。）内でなければ、歳入金電子納付システムを利用した登録免許税の納付はできること（領収証書又は印紙による納付方法についても案内すること。）。
- ウ 補正期限（当該申請につき登録免許税の納付に係る補正期限として定めた具体的な年月日を記載すること。）内に登録免許税の納付がなければ、申請を却下すること。

工 管轄登記所の電話番号

当該連絡コメントが法務省システムに到達すると、法務省システムに掲示された連絡コメントの参照を促す旨の電子メールが申請人等に送信されるので、登記官は、当該連絡コメントが法務省システムに到達したことを確認し、確認後は、連絡コメントの履歴を印刷した上、これと申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

(4) 納付額に不足がある場合の措置

登記官は、納付された登録免許税の納付額に不足があるときは、その不足に係る補正コメントを5の(1)の補正コメントと一体として作成して法務省システムに送信するものとする。

当該納付額の不足に係る補正コメントには、次のアからウまでの事項を記録するものとする。

ア 納付額に不足があること。

イ オンラインにより補正をする場合には、その際に改めて法務省システムに掲示される納付期限（納付期限の年月日の記載は要しない。）内でなければ、歳入金電子納付システムを利用した登録免許税の納付はできること（領収証書又は印紙による納付方法についても案内すること。）。

ウ 補正期限（当該申請につき補正期限として定めた具体的な年月日を記載すること。）内に登録免許税の納付がなければ、申請を却下すること。

当該補正コメントが法務省システムに到達すると、法務省システムに掲示された補正コメントの参照を促す旨の電子メールが申請人等に送信されるので、登記官は、当該補正コメントが法務省システムに到達したことを確認し、確認後は、補正コメントの履歴を印刷した上、これと申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

(5) 追加納付の方法及び処理

ア オンラインにより補正して追加納付を行う場合

申請人等は、5の(2)の方法により申請書情報に係る補正情報を送信した場合には、その際に法務省システムに掲示される納付情報により、歳入金電子納付システムを利用して追加納付分を納付することができる。この場合において、既に定められている補正期限後の日付をもって納付期限が

定められたときは、当該納付期限が経過するまでは補正期限を経過したとしても、登録免許税の未納付を理由とする却下はしないものとする。

なお、オンラインにより補正情報を送信し、登録免許税の追加納付について納付情報を得た後も、領収証書又は印紙を窓口に提出し、又は郵送することによって登録免許税の追加分を納付することができるが、この場合には、補正期限（上記により補正期限後の日付をもって納付期限が定められたときは、納付期限）内に(2)のイの方法により納付するものとする。

イ その他の場合

ア以外の場合における追加納付は、印紙等貼付用紙に領収証書又は印紙をはり付けたものを窓口に提出し、又は郵送することにより行うものとする。

4 調査

(1) オンライン登記申請の調査の方法

登記官は、オンライン登記申請を調査した結果、次のアからオまでのいずれかの場合には、申請を却下しなければならない。ただし、補正が行われた場合は、この限りでない。

ア 申請書情報に作成者として表示された申請人等と電子署名をした者とが異なる場合（法第24条第6号該当）

イ 添付書面情報の作成者と電子署名をした者とが異なる場合（法第24条第8号該当）

ウ 添付書面情報につき、電子署名の検証の結果、当該添付書面情報が改ざんされていることが検知された場合（検証に失敗した場合）（法第24条第8号該当）

エ 委任状情報につき、電子証明書の有効性確認の結果、申請の受付時において当該電子証明書が存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留（ただし、登記事項に変更を生ずべき登記の申請を受け付けたことによる場合は除く。）されていたことが確認された場合（法第24条第8号該当）

オ 委任状情報を除く添付書面情報につき、電子証明書の有効性確認の結果、電子署名時において当該電子証明書が存在せず、若しくは有効期限が切れ、失効し、又は保留（ただし、登記事項に変更を生ずべき登記の申請を受け付けたことによる場合は除く。）されていたことが確認された場合（法第24条第8号該当）

なお、委任状情報を除く添付書面情報につき、電子署名に係る電子証明書は、当該署名を付した電磁的記録の作成時において有効なものであれば足り、登記官が有効性を確認した時点で失効等していても、差し支えない。電子証明書によっては、過去のある時点における有効性の確認ができない

場合があるが、そのような場合には、当該電子署名を付した電磁的記録の作成時において当該電子証明書が有効でないことを明確に推認することができるときを除き、当該電子署名は有効にされたものとして取り扱って差し支えない。

申請書情報又は委任状情報につき、電子署名に係る電子証明書の有効性確認の結果、申請の受付時において当該電子証明書が保留されていたことが確認された場合において、当該保留が登記事項に変更を生ずべき先行する登記の申請を受け付けたことによるときは、当該先行する登記の申請の受否の結果に従って所要の審査を行うものとする。

(2) 印鑑の提出を伴うオンライン登記申請の取扱い

印鑑の提出を伴うオンライン登記申請がされた場合には、(1)に加え、印鑑届書に記載された申請番号、受付番号、会社法人等番号、商号、本店等により、どのオンライン登記申請とともに提出されたものであるかを確認するものとし、申請書情報又は委任状情報の電子署名に係る電子証明書に記録された申請人等（委任による代理人を除く。）の氏名、住所及び生年月日と提出された印鑑届書に記載された氏名、住所及び生年月日とを照合しなければならない。

5 補正の方法

(1) 補正コメント

登記官は、申請書情報等に不備があるときは、補正コメントを作成して法務省システムに送信するものとする。

補正コメントには、次のアからエまでの事項を記録するものとする。

ア 補正を要する事項

イ 補正期限（当該事件で補正期限として定めた具体的年月日を記載すること。）内に補正が行われなければ、申請を却下すること。

ウ 補正の方法の案内

エ 管轄登記所の電話番号

当該補正コメントが法務省システムに到達すると、法務省システムに掲示された補正コメントの参照を促す旨の電子メールが申請人等に送信されるので、登記官は、当該補正コメントが法務省システムに到達したことを確認し、確認後は、補正コメントの履歴を印刷した上、これと申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

(2) オンラインによる補正

申請人等がオンラインにより補正を行う場合には、法務省システムから所定の補正様式を取得し、これに補正に係る情報を記録し、又は添付して作成した補正情報及び別紙2の区分に応じた電子署名に係る電子証明書を送信しなければならない。

この場合の調査の方法は、申請書情報等の調査の方法と同様である。

なお、補正情報と共に電子認証登記所（規則第33条の7第1項に規定する電子認証登記所をいう。以下同じ。）の発行に係る電子証明書が送信された場合には、当該補正の対象となる申請がされたことによって当該電子証明書の有効性確認の結果は保留となるときもあるが、登記官は、当該電子証明書を有効なものとして取り扱って差し支えない。

(3) 書面による補正

申請人等が申請書情報等に係る補正を書面の窓口への提出又は郵送によって行う場合（差替えの申請書を窓口に提出し、又は郵送することも差し支えない。）には、申請番号により申請を特定して行うものとする。また、申請書情報の場合にあっては、次のアからウまでの申請人等の別に応じ、それぞれに定める印鑑を押印した書面によって補正を行うものとする。

なお、委任による代理人が申請する場合には、添付する委任状には、委任者の住所及び氏名と共に、委任者の別に応じ、ア又はイの印鑑を押印する。

ア 法第20条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者 提出して
いる印鑑

イ アの印鑑を提出していない者（委任による代理人を除く。） 印鑑届書
に押印されている印鑑

ウ 委任による代理人であって、アの印鑑を提出していない者 代理人の印
鑑

登記官は、提出された補正に係る書面（追完された添付書類を含む。）と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

(4) 補正があった場合の処理

補正があった場合には、申請書情報等の内容を表示した書面に、補正があったことを明らかにする措置を施すものとする。

6 受領証の作成

オンライン登記申請により受領証の交付の請求があったときは、申請書情報の内容を表示した書面に受付年月日及び受付番号を記載し、登記官が押印して受領証を作成するとされた（準則第43条第2項）。

7 添付書面の還付

オンライン登記申請で送信された添付書面情報は、規則第49条の還付の対象とはならない。

8 申請の取下げ

(1) オンラインによる取下げ

申請人等がオンラインにより申請の取下げを行う場合には、法務省システムから所定の取下書様式を取得し、これに取下書に記載すべき事項を記録して作成した取下書情報及び別紙2の区分に応じた電子署名に係る電子証明書

を送信しなければならない。

この場合の調査の方法は、申請書情報等と同様である。

なお、取下書情報と共に電子認証登記所の発行に係る電子証明書が送信された場合には、当該取下げの対象となる申請がされたことによって当該電子証明書の有効性確認の結果は保留となるときもあるが、登記官は、当該電子証明書を有効なものとして取り扱って差し支えない。

登記官は、取下書情報に不備があるときは、連絡コメントにより、不備のない取下書情報等の送信を求めるものとする。

なお、当該連絡コメントが法務省システムに到達すると、法務省システムに掲示された連絡コメントの参照を促す旨の電子メールが申請人等に送信されるので、登記官は、当該連絡コメントが法務省システムに到達したことを確認し、確認後は、連絡コメントの履歴を印刷した上、これと申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

(2) 書面による取下げ

申請人等がオンライン登記申請を書面の窓口への提出又は郵送によって取り下げる場合には、申請番号により申請を特定した上、次のアからウまでの申請人等の別に応じ、それぞれに定める措置を施すものとする。

ア 法第20条の規定により管轄登記所に印鑑を提出している者又は当該申請に伴い印鑑届書を提出した者 提出している印鑑又は印鑑届書に押印されている当該申請人等の印鑑の取下書への押印

イ アの印鑑又は印鑑届書を提出していない者（委任による代理人を除く。）

取下書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後3月以内のものの添付

ウ 委任による代理人であってアの印鑑を提出していない者 取下書への代理権限を証する書面の添付（当該書面については、委任者の別に応じ、ア又はイの措置を施す。）

(3) 取下げに係る申請についての書面等の還付

取下げがされた場合には、申請書情報又は添付書面情報の補正に係る書面及び申請書情報に添付すべきものとして提出された書面は還付することとするが、還付できないときは、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

9 申請の却下

端末装置を用いて却下の指示をすると、申請が却下された旨の電子メールが申請人等に送信されるので、登記官は、当該却下の指示に先立ち、補正情報又は取下書情報を受け取っていないことを確認しなければならない。

申請を却下するときは、準則第53条の規定に従って決定書を作成して、これを申請人等に交付し、又は送付する等の手続を行わなければならない。

10 取下げ等の場合の登録免許税の還付

オンライン登記申請について取下げ若しくは却下があり、又は登録免許税の過大納付があった場合において、登録免許税の還付の通知をしたときは、申請書の領收証書若しくは印紙をはり付けた用紙又は取下書（取下げによる還付にあっては取下書情報の内容を表示した書面を含む。）に、却下又は過大納付による還付にあっては申請書情報等の内容を表示した書面の表紙又は印紙をはり付けた用紙に、準則別記第51号様式の印版を押印した上、登記官が押印しなければならない（準則第82条第2項）。

11 校合

登記官は、校合に先立ち、取下書情報を受け取っていないことを確認しなければならない。

12 閲覧

オンライン登記申請がされた場合には、法第11条の2前段の規定による閲覧に供するため、申請書類つづり込み帳に申請書情報等の内容を表示した書面を編てつしなければならないとされた（規則第104条）ので、管轄登記所においてこれを閲覧に供するものとする。

第5 申請書の添付書面の特則

1 会社の代表者の印鑑証明書及び資格を証する書面

オンライン登記申請において、規則第102条第3項又は第5項第1号の規定により申請書情報又は委任状情報と共に電子認証登記所の発行に係る電子証明書が送信された場合には、当該申請については、登記所が作成した会社の代表者の印鑑証明書及び会社の代表者の資格を証する書面を添付することを要しないとされた（規則第103条第1項）。

2 登記事項証明書

(1) 登記事項証明書を添付すべき場合には、申請人等は、当該登記事項証明書の提出に代えて、当該登記簿に係る登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報をいう。）の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報（照会番号）を提供することができるとされた（規則第103条第2項）。

(2) 登記官は、申請人等から提供を受けた照会番号により登記情報を確認することとなるが、この場合には、当該登記情報の内容を表示した書面と申請書情報等の内容を表示した書面とを一括して管理するものとする。

なお、当該登記情報の内容を表示した書面は、法第11条の2前段の規定による閲覧に供するため、申請書類つづり込み帳に編てつするとされた（規則第104条）ので、管轄登記所においてこれを閲覧に供するものとする。

第6 他の登記所を経由してする登記の申請に関する特則

1 本店移転の登記

(1) 登記申請の方法

申請人等は、旧所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所に指定されているときは、新所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所に指定されていない場合であっても、オンライン登記申請により、旧所在地を管轄する登記所を経由して新所在地における登記の申請を行うことができるとされた（規則第105条第1項第1号）。ただし、新所在地を管轄する登記所は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第2項の規定による指定登記所（同条第4項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。）に限られる。

(2) 登記申請の処理

ア 旧所在地を管轄する登記所（経由登記所）における処理

旧所在地を管轄する登記所においては、却下事由がなければ、新所在地における登記の申請書情報及び委任状情報の内容を新所在地を管轄する登記所に通知するとされた（規則第105条第2項）。

この通知は、適宜の方法により行うが、新所在地における登記の申請書情報若しくは委任状情報について書面により補正が行われた場合又は書面による委任状が提出された場合には、これらの書面を新所在地を管轄する登記所に送付するものとする。この送付は、規則第72条の規定に準じて、同条に規定する取扱いによってするものとする。

なお、提出された印鑑届書は、新所在地を管轄する登記所に送付する。

イ 新所在地を管轄する登記所における処理

新所在地を管轄する登記所においては、アによる通知を受けたときは、通知された申請書情報等の内容を表示した書面に受付等の所要の処理をするとされた（規則第105条第4項）。

2 合併による解散の登記

(1) 登記申請の方法

申請人等は、存続会社又は新設会社（以下「存続会社等」という。）の本店の所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所に指定されている場合には、消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所でなくとも、オンライン登記申請により、存続会社等の本店の所在地を管轄する登記所を経由して消滅会社の本店の所在地における解散の登記の申請を行うことができるとされた（規則第105条第1項第2号）。

(2) 登記申請の処理

ア 存続会社等の本店の所在地を管轄する登記所（経由登記所）における処理

存続会社等の本店の所在地を管轄する登記所においては、合併による変更の登記（又は設立の登記）をしたときは、消滅会社の解散の登記の申請

書情報の内容及び当該合併による変更の登記（又は設立の登記）の年月日を、消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に通知するとされた（規則第105条第2項、第3項）。

この通知（登記の年月日を含む。）は、適宜の方法により行うが、消滅会社の解散の登記の申請書情報について書面により補正が行われた場合には、その書面を消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付するものとする。この送付は、規則第72条の規定に準じて、同条に規定する取扱いによってするものとする。

イ 消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所における処理

消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、アによる通知を受けたときは、通知された申請書情報の内容を表示した書面に受付等の所要の処理をするとされた（規則第105条第4項）。

3 株式交換及び株式移転の登記

(1) 登記申請の方法

申請人等は、商法（明治32年法律第48号）第352条第3項本文又は第364条第3項本文の場合において、株式交換により完全親会社となる会社又は株式移転により設立された完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所に指定されている場合には、完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所でなくても、オンライン登記申請により、完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所を経由して完全子会社の会社の新株予約権の登記の変更の登記の申請を行うことができるとされた（規則第105条第1項第3号）。

(2) 登記申請の処理

ア 完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所（経由登記所）における処理

完全親会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、株式交換による変更の登記又は株式移転による設立の登記をしたときは、完全子会社の新株予約権の登記の変更の登記の申請書情報及び委任状情報の内容並びに当該株式交換による変更の登記又は株式移転による設立の登記の年月日を、完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所に通知するとされた（規則第105条第3項）。

この通知（登記の年月日を含む。）は、適宜の方法により行うが、完全子会社の新株予約権の登記の変更の登記の申請書情報について書面により補正が行われた場合には、その書面を完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付するものとする。この送付は、規則第72条の規定に準じて、同条が規定する取扱いによってするものとする。

イ 完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所における処理

完全子会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、アによる通知を受けたときは、通知された申請書情報等の内容を表示した書面に受付等の所要の処理をするとされた（規則第105条第4項）。

4 会社分割の登記

(1) 登記申請の方法

申請人等は、新設分割により設立する会社又は吸收分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所に指定されている場合には、分割をする会社の本店所在地を管轄する登記所がオンライン指定登記所でなくても、オンライン登記申請により、新設分割により設立する会社又は吸收分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所を経由して分割をする会社の変更の登記の申請を行うことができるとされた（規則第105条第1項第4号）。

(2) 登記申請の処理

ア 新設分割により設立する会社又は吸收分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所（経由登記所）における処理

新設分割により設立する会社又は吸收分割により営業を承継する会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、新設分割により設立する会社の設立の登記又は吸收分割により営業を承継する会社の変更の登記をしたときは、分割をする会社の変更の登記の申請書情報及び委任状情報の内容並びに当該新設分割により設立する会社の設立の登記又は吸收分割による営業を承継する会社の変更の登記の年月日を、分割をする会社の本店所在地を管轄する登記所に通知するとされた（規則第105条第3項）。

この通知（登記の年月日を含む。）は、適宜の方法により行うが、分割をする会社の変更の登記の申請書情報について書面により補正が行われた場合には、その書面を分割をする会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付するものとする。この送付は、規則第72条の規定に準じて、同条に規定する取扱いによってするものとする。

イ 分割をする会社の本店の所在地を管轄する登記所における処理

分割をする会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、アによる通知を受けたときは、通知された申請書情報を印刷し、受付等の所要の処理をするとされた（規則第105条第4項）。

第7 支店所在地における登記

1 登記申請の方法

申請人等は、本店の所在地を管轄する登記所及び支店の所在地を管轄する登記所のいずれもが法第56条の2の指定を受けた登記所であるときは、オンライン登記申請又は書面登記申請により、本店の所在地においてする登記の申請と支店の所在地においてする登記の申請とを、一括して、本店の所在地を管轄

する登記所に対してすることができる。

この場合には、申請人等は、法第56条の2第5項の規定により、登記手数料を納付しなければならないが、登記手数料の納付及び確認の方法は、次のとおりである。

(1) オンライン登記申請の場合

登記手数料についても、歳入金電子納付システムを利用して納付を行うことができるとされた（規則第106条）。

オンライン登記申請の場合の登記手数料の納付及び確認については、第4の3の(2)の登録免許税の納付及び確認に準じて行うものとする。

(2) 書面登記申請の場合

登記印紙は、規則第69条第1項の登記申請書にはり付けて納付しなければならないとされた（規則第69条第3項）。

2 登記申請の処理

(1) 本店の所在地を管轄する登記所における処理

本店の所在地を管轄する登記所においては、本店の所在地において登記すべき事項を登記をしたときは、支店の所在地を管轄する登記所に対し、別紙第2号様式による通知書を作成し、これにより通知しなければならない。

なお、本店の所在地を管轄する登記所における登記の申請が設立の登記の申請であるときは、会社成立の年月日をも通知しなければならない（法第56条の3第3項）。

(2) 支店の所在地を管轄する登記所における処理

支店の所在地を管轄する登記所においては、(1)による通知を受けたときは、通知書（添付ファイルを含む。）の内容を表示した書面に受付等の所要の処理を行う。

なお、通知書の内容を表示した書面は、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

第8 登記事項証明書の証明書オンライン請求

1 登記事項証明書の証明書オンライン請求の方法

登記事項証明書を証明書オンライン請求の方法により請求する者は、法務省システムから所定の申請書様式を取得し、これを利用して登記事項証明書送付請求書情報を送信することとなる。

登記事項証明書は、何人でも請求することができることから、オンライン登記申請の場合とは異なり、電子署名を行うこと及び電子署名に係る電子証明書を取得して送信することを要しない。

2 受付の方法及び編集

(1) 登記事項証明書送付請求書情報が登記所に到達した場合において、請求の対象となる会社又は法人等について登記情報システムにより特定することが

できないときは、請求がエラーとなった旨が自動的に法務省システムに掲示され、その旨の電子メールが申請人等に送信されることとなる。

(2) 請求の対象となる会社又は法人等について登記情報システムにより特定することができる場合には、当該請求に係る登記事項証明書の編集が自動で行われることとなるが、代表者事項証明書の請求の場合等については、当該請求に係る登記事項証明書の自動編集は行われないため、登記官は、当該請求の内容を確認し、当該証明書の編集を行うものとする。

3 登記手数料の納付

(1) 納付情報の掲示

登記事項証明書送付請求書情報が登記所に到達し、登記事項証明書の編集がされたときは、枚数等に基づき手数料が確定し、歳入金電子納付システムを利用して登記手数料を納付するために必要な納付情報が法務省システムに掲示され、その旨の電子メールが申請人等に送信されることとなる。

(2) 歳入金電子納付システムによる登記手数料の納付

登記事項証明書の証明書オンライン請求を行うときは、(1)の納付情報において示された納付期限の経過前に限り、歳入金電子納付システムを利用して当該申請に係る登記手数料の納付を行うことができるとされた（法第13条第2項ただし書き、規則第107条第5項）。

4 登記事項証明書の印刷

登記事項証明書の認証文の日付は、当該証明書を編集した日付とする。

第9 印鑑の証明書の証明書オンライン請求

1 印鑑の証明書の証明書オンライン請求の方法

(1) 申請人は、法務省システムから所定の申請書様式を取得し、これをを利用して印鑑証明書送付請求書情報を送信することとなるが、当該情報には、規則第102条第1項に規定する措置を講じなければならないとされた（規則第107条第1項）。

(2) 代理人によって(1)の情報を送信するときは、法務大臣の定めるところに従い、その権限を証する書面に代わるべき情報にその作成者が規則第102条第1項に規定する措置を講じたものを併せて送信しなければならないとされた（規則第107条第2項）。

(3) オンライン登記申請に係る規定である規則第102条第3項、第4項、第5項第1号及び第6項の規定は、印鑑の証明書の証明書オンライン請求をする場合に(1)及び(2)の情報と併せて送信すべき電子証明書に準用するとされた（規則第107条第3項）。(1)及び(2)の情報を送信するときは、別紙2の区分に応じた電子署名に係る電子証明書を送信しなければならない。

電子証明書により本人確認が可能となることから、別途印鑑カードを送付する必要はない（規則第107条第4項、第22条第2項）。

2 受付の方法及び編集

- (1) 登記官は、印鑑証明書送付請求書情報が登記所に到達した場合には、当該情報に作成者として表示された申請人等と電子署名をした者とが合致すること等を確認するものとする。
- (2) 登記官は、印鑑証明書送付請求書情報に異常がないことを確認したときは、印鑑の証明書の編集を行うものとする。
- (3) 登記官は、会社又は法人等を特定することができない場合その他印鑑の証明書の発行ができない請求については、請求がエラーとなった旨を法務省システムに送信するものとする。この場合においては、申請人等に補正を求めることが要しないものとする。

3 登記手数料の納付

(1) 納付情報の掲示

2 の(2)の指示により印鑑の証明書の編集がされたときは、通数に基づき手数料が確定し、歳入金電子納付システムを利用して登記手数料を納付するために必要な納付情報が法務省システムに掲示され、その旨の電子メールが申請人等に送信されることとなる。

(2) 歳入金電子納付システムによる登記手数料の納付

印鑑の証明書の証明書オンライン請求を行うときは、(1)の納付情報において示された納付期限の経過前に限り、歳入金電子納付システムを利用して当該申請に係る登記手数料の納付を行うことができるとされた（法第13条第2項ただし書、規則第107条第5項）。

4 印鑑の証明書の印刷

印鑑の証明書の証明文の日付は、当該証明書を編集した日付とする。

第10 法人登記等の事務の取扱い

法人登記等の事務についても、その性質に反しない限り、第3から第9までの事務の取扱いの例による。

別紙1

用語の定義

1 オンライン指定登記所

規則第101条第1項の規定により法務大臣の指定する登記所をいう。

2 オンライン登記申請

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項第1号の規定により同号に規定する電子情報処理組織を使用して行う登記の申請をいう。

3 証明書オンライン請求

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項第2号の規定により同号に規定する電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書又は印鑑の証明書の送付の請求をいう。

4 オンライン登記申請等

オンライン登記申請及び証明書オンライン請求をいう。

5 申請人等

申請人又はその代表者若しくは代理人をいう。

6 法務省システム

法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）であって、オンライン申請を行う場合に用いられるもの（法務省オンライン申請システム）をいう。

7 申請書情報

登記の申請書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。

8 添付書面情報

登記の申請書に添付すべき書面に代わる情報に電子署名を行ったものをいう。

9 登記事項証明書送付請求書情報

登記事項証明書の送付請求書に記載すべき事項に係る情報をいう。

10 印鑑証明書送付請求書情報

印鑑証明書の送付請求書に記載すべき事項に係る情報をいう。

11 電子署名

規則第33条の4に定める措置をいう。

12 電子証明書

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録することができる情報の作成者が当該情報に電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を証する情報をい

う。

13 検証結果情報

電子署名の検証結果及び電子証明書の有効性の確認結果についての情報をいう。

14 書面登記申請

オンライン登記申請以外の登記の申請をいう。

15 歳入金電子納付システム

歳入金を電子的に納付することを可能とするシステムをいう。

16 納付状況情報

歳入金電子納付システムによる登録免許税又は登記手数料の納付の有無及び納付額の情報をいう。

17 オンラインによる補正

電子情報処理組織を使用して補正に係る情報を登記所に提供する方法によって申請の補正をすることをいう。

18 補正情報

オンラインによる補正を行うための情報に電子署名を行ったものをいう。

19 委任状情報

添付書面情報のうち、委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行ったものをいう。

20 申請番号

申請書情報等が法務省システムに到達したときに付与される番号をいう。

21 オンラインによる取下げ

電子情報処理組織を使用して取下げに係る情報を登記所に提供する方法によって申請の取下げをすることをいう。

22 取下書情報

取下書に記載すべき事項に係る情報に電子署名を行ったものをいう。

1 オンライン登記申請に必要な電子証明書

(1) 申請書情報、補正情報及び取下書情報の場合

申請人等の区分	申請人等の印鑑提出の有無 委任による代理人以外の者	当該申請人等について規則第 33条の3該当の有無 該当する 提出していない	送信すべき電子証明書の種類 電子認証登記所電子証明書 又は個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書（氏名、 住所、出生年月日を含むものに限る。） _____
委任による代理人	提出している 該当する 提出していない	該当しない _____	電子認証登記所電子証明書 又は個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書 _____
委任による代理人	提出している 該当する 提出していない	該当しない _____	電子認証登記所電子証明書 又は個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書 _____

(2) 委任状情報の場合

委任者の印鑑提出の有無 提出している	当該委任者について規則第 33条の3該当の有無 該当しない	送信すべき電子証明書の種類 電子認証登記所電子証明書
	該当する _____	公的個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書（氏名、 住所、出生年月日を含むものに限る。）
提出していない		

(3) 添付書面情報（委任状情報を除く。）の場合

添付書面情報作成者の印鑑 提出の有無 提出している	当該作成者について規則第 33条の3該当の有無 該当しない	送信すべき電子証明書の種類 電子認証登記所電子証明書
	該当する _____	公的個人認証サービス電子証明書、 特定認証業務電子証明書 又は指定公証人電子証明書
提出していない		

2 印鑑証明書の請求に必要な電子証明書

(1) 印鑑証明書送付請求書情報の場合

申請人等の区分	当該申請人等について規則第 33条の3該当の有無	送信すべき電子証明書の種類
印鑑提出者	該当しない	電子認証登記所電子証明書
委任による代理人	該当する	公的個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書（氏名、 住所、出生年月日を含むものに限る。）
印鑑提出者	該当しない	電子認証登記所電子証明書
委任による代理人	該当する	公的個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書

(2) 委任状情報の場合

申請人等の区分 印鑑提出者	当該委任者について規則第33条の3該当の有無 該当しない 該当する	送信すべき電子証明書の種類 電子認証登記所電子証明書 公的個人認証サービス電子証明書 又は特定認証業務電子証明書（氏名、住所、出生年月日を含むものに限る。）
------------------	---	---

- (注) 1 電子認証登記所電子証明書 規則第33条の8第2項に規定する電子証明書をいう。
- 2 公的個人認証サービス電子証明書 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項の規定により作成された電子証明書をいう。
- 3 特定認証業務電子証明書 電子署名を行った者を確認することができるものとして法務大臣の定める電子証明書をいう。
- 4 指定公証人電子証明書 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）第3条第1項に規定する指定公証人電子証明書をいう。

印紙等貼付用紙

法務局 支局・出張所 御中

会社法人等番号

商号（名称）

本店（事務所）

（支店（従たる事務所））

申請人等 資格

氏名

（代理人） 住所

氏名

申請番号

受付番号

（分かる場合は、記載願います。）

納付金額

円

印紙等貼付欄

本紙は、オンラインで登記申請した場合において、登録免許税又は登記手数料を領収証書若しくは収入印紙又は登記印紙で納付するときに使用するものです。

領収証書、収入印紙又は登記印紙は、割印をしないで、ここに貼り付けてください。

商業登記法第56条の2の支店所在地における登記の申請の場合には、適宜の箇所に登録免許税額及び登記手数料額のそれぞれの金額を記載願います。

年月日	担当

別紙第2号様式

日記第 号
平成 年 月 日

法務局 支局・出張所 御中

法務局 支局・出張所
登記官

通 知 書

商業登記法第56条の3第2項の規定により、下記事項を通知します。
記

- 1 商号（名称）
- 2 本店（主たる事務所）
- 3 支店（従たる事務所）
- 4 登記の事由
- 5 登記すべき事項
別添ファイルのとおり
- 6 支店の所在地を管轄する登記所における登録免許税額
金 円
- 7 設立の登記の申請の場合には、会社成立の年月日

法務省民商第742号

平成17年3月18日

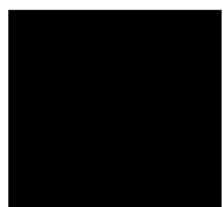
法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

オンライン登記申請等に係る商業・登記等の事務の取扱について（平成17年3月18日付け法務省民商第741号当職通達）の実施に伴い、平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、平成17年3月22日から実施することとしましたので、この旨
貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別紙

第75条中「平成16年3月31日付け法務省民商第95.2号当職通達」を「平成17年3月18日付け法務省民商第741号当職通達」に改める。

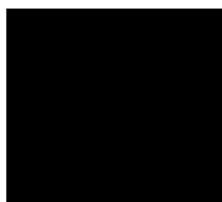
法務省民商第854号
平成17年3月31日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局長

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行に伴い、
平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達「商業登記等事務取扱手続準則」の一部を別紙のとおり改正し、同年4月1日から実施することとしましたので、
これに留意するとともに、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



別記第30号様式を次のように改める。
別記第30号様式（第53条第3項関係）

日記第 号

決 定

住 所
申請人

平成 年 月 日受付第 号〇〇登記申請事件は、・・・・・ので、
商業登記法第24条第 号（又は第33条第3項）の規定により却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第114条の4）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

法務局 出張所
登記官

職印

- (注) 1 却下理由は、具体的かつ詳細に記載すること。
2 年月日は、決定書作成の日を記載すること。

別記第40号様式を次のように改める。
別記第40号様式（第70条第4項関係）

日記第 号

決 定

住 所

異議申立人

下記につき、平成 年 月 日受付第 号の〇〇登記の抹消について、
平成 年 月 日付けで異議の申立てがありましたが、その異議は、〇〇（理由を具体的に記載すること。）により理由がないので、これを却下する。

なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（商業登記法第114条の4）。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

平成 年 月 日

〇〇法務局〇〇出張所

登記官

職印

記

- 1 商号又は未成年者、後見人若しくは支配人の氏名
- 2 本店（支店）又は営業所若しくは支配人を置いた営業所

別記第47号様式を次のように改める。
別記第47号様式（第79条第2項関係）

裁 決

住 所
審査請求人

平成 年 月 日受付第 号の〇〇登記申請事件の却下処分に関する
審査請求について次のとおり裁決する。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

1 主 文

2 理 由

平成 年 月 日

〇〇法務局長

職印

法務省民商第856号

平成17年3月31日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

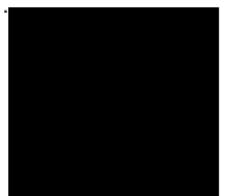
行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）が本年4月1日から施行されることに伴い、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合（処分を口頭とする場合を除く。）には、行政庁は、当該処分又は裁決の相手方に対し、当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならないこととされました（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項第1号及び第2号。なお、供託に関する処分については、同項第3号に規定する定めはありません。）。

そのため、供託申請、代供託若しくは附属供託の請求、保管替えの請求若しくは払渡請求（以下「供託等」という。）の却下処分又は当該却下処分についての審査請求に対する裁決を行った場合には、供託者若しくは請求者（以下「供託者等」という。）又は審査請求人に対し、上記事項を書面をもって教示する必要がありますので、本年4月1日以後における供託等の却下処分又はその審査請求に対する裁決については、下記の点に留意するとともに、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 供託等の却下決定書を供託者等に交付する場合



供託規則（昭和34年法務省令第2号）第21条の7、第31条又は第37条の規定により却下決定をし、供託規則第24号の3様式による却下決定書を供託者等に交付する場合には、却下決定書とともに、別紙1の様式による書面を交付するものとする。

また、オンライン申請に伴い、供託規則第38条第2項第2号の規定により却下決定をする場合には、供託事務処理システムを用いて、別紙2のとおり入力するものとする。

2 審査請求に係る裁決書を審査請求人に交付する場合

供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）第84条第1項の規定により審査請求に係る裁決書を審査請求人に交付する場合には、裁決書に別紙3の内容も記載するものとする。

殿

この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、國を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

年　　月　　日

法務局（地方法務局）

供託官

※ この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。），提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

法務省民商第1259号

平成17年5月27日

法務局長殿

地方法務局長殿

法務省民事局長

法務省大臣官房会計課長

供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

供託規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第72号）が本年5月27日に公布され、同日から施行されることに伴い、供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）の一部を下記のとおり改正し、同日から施行することとしたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

なお、平成17年3月31日付け法務省民商第856号民事局長通達「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う供託事務の取扱いについて」は、廃止します。

記

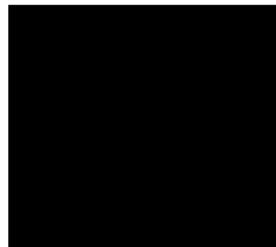
第七十九条第一項中「供託官は、」を削り、「規定により却下決定書を」を「規定による却下決定書は、附録第十五号の二様式又はこれに準ずる様式によるものとし、これを」に改める。

第八十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 裁決書は、附録第十八号様式によるものとする。

第八十四条第一項中「その裁決書」を「裁決書の謄本」に改め、同条第二項中「裁決書」の下に「の謄本」を加える。

附録第十五号様式の次に次の二様式を加える。



附録第十五号の二様式

却 下 決 定 書

(供託者又は請求者の住所氏名) 様

供託（又は請求）事件名

あなたから 年 月 日付けて
より却下します。

なお、この却下処分に不服があるときは、いつでも (地方) 法務局長に対し審査請求をすることができます。

おつて、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので、御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

(地 方) 法 務 局

供 託 官

印

却下理由

附録第十八号様式を次のように改める。

附録第十八号様式

裁 決 書

住 所

審査請求人

原処分庁

年 月 日付け 事件の却下処分に対する 年 月
日付け審査請求について、次のとおり裁決します。

なお、この裁決につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から 6 月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は、法務大臣となります。），裁決の取消しの訴えを提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から 6 月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので、御注意ください。）。

1. 主 文

2. 理 由

年 月 日

(地方) 法務局長

印

法務省民商第1525号

平成17年7月7日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

法務省大臣官房会計課長

供託事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

供託規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第13号）の施行に伴い、供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け民事甲第1050号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達）の一部を下記のとおり改正し、本日から施行することとしましたので、この旨貴管下供託官に周知方取り計らい願います。

記

附録第十一号様式から附録第十三号様式までを次のように改める。

附録第十一号様式から附録第十三号様式まで 削除

